独立行政法人統計センター契約監視委員会の設置について

平成21年11月27日 理 事 長 決 定 最終改正 令和6年3月29日

1 趣旨

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達が行われているかの点検を行うため、監事及び外部有識者を委員とする独立行政法人統計センター契約監視委員会(以下「監視委員会」という。)を設置する。

2 監視委員会の業務

独立行政法人統計センターが策定した調達等合理化計画及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、以下に該当する個々の契約案件(少額随意契約の基準金額(独立行政法人統計センター契約取扱要領(平成15年4月1日理事長決定)第23条第1項第13号から第15号まで及び第18号に掲げる金額をいう。)以下のものを除く。)の事後点検を行う。

- (1) 競争性のない新たな随意契約
- (2) 2ヵ年度連続して一者応札・応募となった契約
- (3) 競争性のある契約のうち、監視委員会において抽出した契約

3 監視委員会の開催及び委員の指名等

- (1) 監視委員会は、原則として年1回以上開催する。
- (2) 監視委員会の外部有識者委員は、「独立行政法人における調達等合理化の取組 の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき理事長が指名 する。
- (3) 監視委員会の外部有識者委員の任期は、原則2年とする。ただし、理事長又は委員本人から特別な申出がない場合は、これを更新するものとする。

4 審議結果の報告等

- (1) 監視委員会は、審議結果について、理事長に報告するものとする。
- (2) 監視委員会は、必要に応じて、理事長に改善意見を述べるものとする。

5 庶務

監視委員会の庶務は、総務部財務課において処理する。